

県内の外国人住民数（在留資格別）

令和5年（2023年）12月末現在 長野県多文化共生・パスポート室調べ

（単位：人）

入管法	上陸許可	就労	在留資格名	本邦において行うことのできる活動	該当例	在留期間	外国人住民数		増減 (a)-(b)	R5 構成比
							R5. 12. 31現在 (a)	R4. 12. 31現在 (b)		
法別表第一の一		各在留資格で定められた範囲での就労	外交	外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員等及びその家族の活動	外交官とその家族	外交活動の期間	-	-	-	-
			公用	外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者及びその家族の活動	領事館の事務職員とその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日	-	-	-	-
			教授	大学等及び高等専門学校における研究、研究の指導、教育	大学教授	5年、3年、1年又は3月	45	48	▲ 3	0. 11%
			芸術	収入を伴う芸術上の活動（「興行」における活動を除く）	作曲家、画家	5年、3年、1年又は3月	6	2	4	0. 01%
			宗教	外国の宗教団体より本邦に派遣された宗教家の行う宗教上の活動	僧侶、牧師、神父	5年、3年、1年又は3月	63	62	1	0. 15%
			報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う報道上の活動	新聞記者、報道カメラマン	5年、3年、1年又は3月	0	1	▲ 1	0. 00%
			各在留資格で定められた範囲での就労	高度専門職	高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う、学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれる活動（1号、2号）	ポイント制による高度人材	5年（1号）、無制限（2号）	61	36	25
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営・管理に従事する活動	企業等の経営者・管理者		5年、3年、1年、6月、4月又は3月	237	194	43	0. 57%		
法律・会計業務	外国法弁護士・公認会計士等の活動	弁護士、公認会計士		5年、3年、1年又は3月	0	0	0	0. 00%		
医療	医師、歯科医師等の法律上資格を有する者が行う医療に係る活動	医師、歯科医師、看護師		5年、3年、1年又は3月	26	31	▲ 5	0. 06%		
研究	公私の機関との契約に基づき行う研究活動	政府関係機関や私企業等の研究者		5年、3年、1年又は3月	1	0	1	0. 00%		
教育	小中高校等及び専修学校、各種学校等における教育活動	語学教師等		5年、3年、1年又は3月	209	209	0	0. 50%		
技術・人文知識・国際業務	理学・工学の知識を要する業務に従事する活動又は人文科学の知識を要する業務及び外国の文化・感受性を要する活動	技術者、通訳、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等		5年、3年、1年又は3月	2, 612	2, 111	501	6. 29%		
企業内転勤	本邦に拠点をもつ機関の職員が行う技術、人文知識・国際業務の活動	外国企業の本邦事務所への転勤者		5年、3年、1年又は3月	102	91	11	0. 25%		
介護	介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動	介護福祉士		5年、3年、1年又は3月	51	19	32	0. 12%		
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動	俳優、歌手、プロスポーツ選手等		3年、1年、6月、3月又は15日	21	11	10	0. 05%		
技能	産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する活動	調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者等		5年、3年、1年又は3月	367	383	▲ 16	0. 88%		
法別表第一の二	要省令基準適合	特定技能1号		法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（入管法第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人	1年、6月又は4月	3, 554	2, 198	1, 356	8. 56%
		特定技能2号		法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人	3年、1年又は6月	8	0	8	0. 02%
		技能実習1号イ	技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動	技能実習生	法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）	75	81	▲ 6	0. 18%	
		技能実習1号ロ	技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動			2, 492	2, 528	▲ 36	6. 00%	
		技能実習2号イ	技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動			58	24	34	0. 14%	
		技能実習2号ロ	技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動			2, 528	1, 308	1, 220	6. 09%	
		技能実習3号イ	技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動			50	23	27	0. 12%	
		技能実習3号ロ	技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動			899	1, 054	▲ 155	2. 16%	
		【参考】技能実習 計 (技能実習1号イから同3号ロまでの合計)						6, 102	5, 018	1, 084

入管法	上陸許可	就労	在留資格名	本邦において行うことのできる活動	該当例	在留期間	外国人住民数		増減 (a)-(b)	R5 構成比
							R5. 12. 31現在 (a)	R4. 12. 31現在 (b)		
第一の三		就労不可	文化活動	収入を伴わない学術上、芸術上の活動	日本文化の研究者	3年、1年、6月 又は3月	16	21	▲ 5	0.04%
			短期滞在	短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親善訪問、業務連絡	観光、会議参加者	90日若しくは30日 又は15日以内の日を 単位とする期間	—	—	—	—
第一の四		就労不可	留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校において教育を受ける活動	大学、短期大学、高等専門学校及び高等学校等の学生	法務大臣が個々に指定する期間（4年3月を超えない範囲）	1,545	1,253	292	3.72%
			研修	本邦の公私の機関において技術、技能または知識を習得する活動	研修生	1年、6月又は3月	17	8	9	0.04%
			家族滞在	前記の在留資格（外交、公用、特定技能1号、技能実習、短期滞在及び研修を除く。）をもつ者の家族の日常活動	在留外国人が扶養する配偶者・子	法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）	1,497	1,320	177	3.60%
第一の五		個別	特定活動	法務大臣が個々に指定する活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）	1,850	1,490	360	4.45%
法別表第二		活動制限なし	永住者	法務大臣が永住を認める者		無制限	13,803	13,754	49	33.23%
			日本人の配偶者等	日本人の配偶者、特別養子、日本人の子として出生した者		5年、3年、1年 又は6月	3,239	3,189	50	7.80%
			永住者の配偶者等	永住者の配偶者、永住者の子として出生した者		5年、3年、1年 又は6月	521	499	22	1.25%
			定住者	法務大臣が特に認める者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）	3,739	3,797	▲ 58	9.00%
制限なし		特別永住者	平和条約国籍離脱者及びその子孫（入管特例法）		制限なし	1,768	1,870	▲ 102	4.26%	
		その他	出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者、未取得者等			76	486	▲ 410	0.18%	
合計							41,536	38,101	3,435	100.00%